

事務連絡
平成23年9月5日

東海北陸厚生局医療課
近畿厚生局医療課
中国四国厚生局医療課
三重県・奈良県・和歌山県・鳥取県
民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）
三重県・奈良県・和歌山県・鳥取県
後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

平成23年台風12号による被災者に係る
被保険者証等の提示等について

平成23年台風12号による被災に伴い、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名）を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

なお、今回の台風による被災者に係る対応と東日本大震災に係る一部負担金等の特例的取扱いとが、医療機関等において混乱することがないように十分な周知と柔軟な対応を図られたい。

また、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、別添のとおり同日付で事務連絡が発出されているものであること。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL:03-5253-1111（内線3288）

FAX:03-3508-2746